

特定震災特例経営強化指導計画の
履行状況報告書
【相双五城信用組合】



平成29年6月
全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに

1. 経営指導の進捗状況 1
(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本 大震災からの復興に資する方策への指導	
(2) 被災債権の管理及び回収に関する指導	
2. 経営指導体制の強化の進捗状況 5
3. 経営指導のための施策の進捗状況 5
(1) 経営強化計画の進捗管理	
(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング	
(3) 監査機構による検証・助言	
(4) 経営強化計画の実施に必要な措置	

【はじめに】

当会では、相双五城信用組合が、東日本大震災により深刻な打撃を受けた被災地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるとの認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施し、地域貢献していくために、平成24年1月に当会の資本増強支援にあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）を活用することにより、相双五城信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

当会といたしましては、こうした資本増強により、相双五城信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく指導を含め、相双五城信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行っていくこととしております。

1. 経営指導の進捗状況

(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

当会では、被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資するため、ヒアリングを実施するなど、相双五城信用組合が金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき策定した特定震災特例経営強化計画(以下「経営強化計画」という。)に掲げた各施策の実施状況及び実績を把握するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

具体的には、理事長をはじめとする経営陣及び各施策の統括管理を行う経営改善支援委員会のメンバーを対象としたヒアリングを実施し(平成28年4月以降、平成29年5月末までに、計9回のヒアリングを実施)、経営強化計画の「進捗管理表」等の各種資料に基づき同計画の実施状況を確認するとともに、当該実施状況を踏まえた課題や問題点の把握に努めております。

① 相談機能の強化等に関する方策への指導

当信用組合では、よりきめ細やかな相談サポートを実践するため、双葉郡の行政機能が移転した先や地域の住民が多く避難された会津若松市・二本松市に相談所を継続開設し、融資のみならず、お客様のあらゆる相談の対応とサポートに傾注しております。今後も、原発避難地域の居住制限解除等による動向を踏まえながら、可能な限り運営を継続していくこととしております。

また、いわき市については、原発による避難地域の方が多数転入されていることから、平成25年にいわき相談所を支店に格上げし、営業店としてのサービス向上に努めております。

なお、相談所(会津若松、二本松、現いわき支店の3店舗)での相談件数は、平成29年5月末現在、延べ5,351件となっております。

当信用組合では、お取引先からの相談等に適切に対応するために、平成27年4月以降、本店、原町支店、岩沼支店にて月2回の休日融資相談会を実施していましたが、平成28年10月以降は、これに代わり毎週火曜日に夜間融資相談会を相談所を除く全店舗で開催する等、相談機能の強化を図っております。平成29年5月末現在の相談件数は730件となっております。更にこの他に、相馬西支店と亘理支店にて、平成29年4月よりローンセンターとして、月1回日曜に休

日融資相談会を実施しております。

当会は、ヒアリング等を通じ、各種相談の受付状況及び対応状況などを確認しており、当信用組合における相談機能の強化については、着実に取り組まれているものと認識しております。今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

② 震災復興に向けた新商品の提供や地方公共団体等への支援に関する方策への指導

被災者向け商品として、中小規模事業者向けに運転資金や設備資金等を低金利で融資する復興特別資金、法人・個人向けに修繕費や賃貸物件購入資金等を提供する復興アパートローン、個人向けの災害復旧住宅ローン等を提供しているほか、各種復興事業に参加する民間企業への円滑な資金供給を行っております。

(平成 29 年 5 月末現在)

・ そうごしんくみ復興特別資金	:	189 件	4,156 百万円
・ そうごしんくみ復興アパートローン	:	264 件	14,618 百万円
・ 災害復旧住宅ローン	:	229 件	4,336 百万円

また、当信用組合は、地方公共団体との包括的連携協定を締結し、「地方創生」実現に向け積極的に取り組んでおります。平成 28 年度は5つの市町(相馬市、蔵王町、新地町、亘理町、岩沼市)と締結し、地方創生に係る預金商品の発売を行っております。また、今後も自治体との連携を予定しております。

当会では、ヒアリング等により、震災復興に向けた新商品の提供や地方公共団体との連携強化による諸施策について、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

③ 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策への指導

当信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきましては、東日本大震災の発生から6年以上が経過した現在においても、

原発事故等の影響が続いております。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握しているほか、お客様の復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や経営改善計画についての提案・助言等についても積極的に実施しております。

具体的には、事業再建や経営改善支援に係る相談について、中小企業診断士の訪問による経営指導等により、専門家派遣等の顧客サポートを行っております。

更に、福島県産業復興相談センター、福島産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構等を活用し被災者の復興支援に積極的に取り組んでおります。

なお、平成 28 年 3 月に支援先の見直しを行い、平成 28 年度は 34 先に対し、中小企業診断士による経営相談や指導を実施いたしました。また、29 年度も 19 先を抽出し、平成 29 年 5 月末現在、6 先に対し、支援を行っております。

他の外部機関との連携については、税理士等の各種専門家との協働や「各県のよろず拠点」「中小企業基盤整備機構」との連携も図り、中小企業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、また、平成 27 年 10 月 9 日に設立された「オールふくしま委員会」及び「地域サポート委員会」とも連携を図り、地域事業者の問題・課題等の解決に向けて外部機関との連携強化態勢を構築しております。

当信用組合では、平成 28 年 11 月 8 日開催の認定支援機関研修会に 1 名参加、平成 28 年 11 月 22 日開催の「ふくしま経営支援ネットワーク会議」に 2 名参加し、地域事業者支援の為の連携強化に取り組んでおります。当会においても、信用組合の取引先の新規開拓、既存取引先への販路開拓支援等の一助とするため外部機関等と連携強化を図っており、平成 28 年度は 5 月に宮城県事業引継ぎ支援センターから講師を招き、事業再生と事業承継の取り組み強化を目的とした「くみれん経営セミナー」を、10 月には、東北経産局及び(独)中小機構東北本部を招聘し、「中小企業等経営強化法」や「RESAS の活用事例」、「販路開拓支援」に係る講演を開催し、当信用組合もこれに参加しております。

当会では、引き続き、当信用組合が被災者の個別事情に応じ、適時・

適切な対応を図るため各機関と連携を図っていくよう指導・助言しております。今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、ヒアリング等により指導・助言を行ってまいります。

④ その他の施策に関する指導

当信用組合では顧客の創業に係る支援策として、各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、各種団体関係者を招致しての相談会の開催など、創業・新規事業展開希望者へのアドバイス等の実施に向けた体制を構築すべく準備しております。

また、当信用組合を含む福島県内の4信用組合において、創業または新事業展開時における資金調達手段の多様化を図ることを目的に、クラウドファンディングの推進に向け、ミュージックセキュリティーズ(株)と業務提携いたしました。なお、当会では、当信用組合の取り組みをサポートするため、平成28年4月及び9月に購入型クラウドファンディングサービスに係る説明会を開催し、当信用組合も参加しております。

更に、福島県の浜通り地区では、東日本大震災による人口の減少や農作地の回復の遅れ等から、国の再生エネルギー推進に後押しされる形でメガソーラーの立地が続いており、当信用組合においても、他金融機関と協調融資を行い、積極的な融資推進を図っております。

当会では、上記創業支援等について、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているかを検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

(2) 被災債権の管理及び回収に関する指導

被災債権の管理及び回収については、ヒアリング等により定期的な実績報告を受け、定量的な状況把握に努めるとともに、被災者の個別事情に応じた適時・適切な対応が図られるよう指導・助言を行っております。

① 被災債権の状況の把握

当会では、被災債権の管理及び回収について、半期毎に実績報告を受けることとしており、平成29年3月末時点における被災債権の顕在化の状況や債権額の推移など、定量的な状況把握を行っております。

② 被災信用供与先への対応等に関する方策への指導

訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおります。

その結果、被災者向け新規融資は 869 先 24,308 百万円、うち、条件変更先に対する新規融資は 153 先 6,080 百万円となっております。

当会では、被災信用供与先への対応等に係る諸施策については着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的に取られているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

2. 経営指導体制の強化の進捗状況

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理に係る所管部署を信組支援部経営指導監理課(課長以下信組支援担当計6名)とし、本部各部や当信用組合の管轄営業店である仙台支店と連携してモニタリングや指導・助言を行うこととしており、平成28年4月以降、平成29年5月末までに、計9回のヒアリングを実施しております。

なお、平成26年7月からは、信用組合に対するALM、リスク管理を含めた有価証券運用、収益力の強化におけるサポートについて、専門職員との更なる連携を図るため、「信組経営サポート企画本部」を同部内に設置し、更なる体制の充実と、経営指導・支援体制の強化に取り組んでおります。

今後につきましても、各種ヒアリングの実施とともに、当信用組合から定期的に提出を受ける報告・資料の分析等を中心に、経営内容の把握、指導・助言を行ってまいりますとともに、分析手法の精緻化、他金融機関の成功事例の研究などを進め、引き続き経営指導の充実・強化に努めてまいります。

3. 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、当信用組合より、平成29年3月末基準の経営強化計画履行状況報告について、平成29年6月に受領し、同報告を精査のうえ、進捗状況等の管理・分析を行いました。

当組合が経営強化計画に掲げた主要施策につきましては、着実に実行されているものと認識しております。

(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、当信用組合から定期的(月次、半期、年次)に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行っております。

ア. 月次モニタリング (有価証券リスク分析)

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクや運用状況等について検証しております。

また、月末時点の評価損益を把握し、自己資本(健全性)に与える影響等について検証しております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

イ. 半期モニタリング (与信リスク管理)

平成 29 年 3 月末における大口先や業種別の与信状況を把握し、与信額の推移や保全状況等の確認を行い、大口与信管理やポートフォリオの状況等について検証しており、そのなかで、被災債権の管理方法等について助言を行っております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

ウ. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析(自己資本、資産内容、収益性、流動性、リスク管理等)にあたり、他の信用組合との比較や課題を取りまとめた資料を提供し、課題認識の共有を図るとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

なお、平成 28 年 3 月期決算に係る資料については、同年 8 月に提供しており、平成 29 年 3 月期決算にかかる資料についても、本年 8 月の提供を予定しております。このほか、マイナス金利政策を踏まえた収益の見通しについて、随時、情報提供しております。

② ヒアリング

経営強化計画の実施状況や被災債権の管理及び回収につきましては、経営指導監理課・営業店による定期的なヒアリングの実施により把握し、確認された課題・問題点に応じて経営指導監理課のコーディネートのもと専門部署と連携のうえ、適切な指導・助言を行うことにより

各種取り組みをサポートしております。

ヒアリングは、原則として隔月実施(平成 28 年 4 月から平成 29 年 5 月末までに、計 9 回実施)し、経営強化計画の各施策の実施状況や被災債権の状況等を確認するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

今後も施策の実施状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、ヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

(3) 監査機構による検証・助言

当会は、当信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として毎年、監査機構による監査を実施することとしており、平成 28 年度は 10 月に実施いたしました。

当監査では、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク、事務リスク等の管理態勢の検証を通じて、被災債務者への支援体制の充実や組合の内部監査の実施方法等経営改善に向けた助言を行っております。

今後も対応状況の確認及び整備改善に係るフォローを行ってまいります。

(4) 経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、当信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要なと判断される措置を実施することとしております。

① 融資推進、債権管理にかかる情報提供

当信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理に係る取組事例を取りまとめ、ヒアリング時や電子メール等を活用し、適宜、当信用組合に情報提供しております。

② 事業再生支援へのサポート

ヒアリング等により、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしに係る取組状況の把握を行っているほか、事業再生・事業継続支援への取組強化を目的として、平成 28 年 10 月に「小規模事業者等の支援に係る情報交換会」を開催し、当信用組合もこれらの研修会等

に参加するなど、被災地における創業・事業再生支援に資する態勢の充実を図っております。

③ 起業・創業等へのリスクマネーの供給

当会では、地域における創業又は新事業の開拓を目指す中小規模事業者に対して、信用組合が取り組みのサポートを行う際の一つのツールとして、平成 26 年 11 月に「中小事業者等支援ファンド向け資金供給制度」を創設しております。

また、平成 27 年 6 月と平成 28 年 3 月には、地域の中小規模事業者の資本金のニーズや販路開拓等の支援策として、クラウドファンディングを運営する外部企業と包括的提携をし、信用組合の新たな取り組みについてサポートを実施しており、平成 28 年 4 月及び 9 月にも購入型クラウドファンディングに係る説明会を開催しております。

今後も、当信用組合の起業・創業等支援に係る取り組みを適切にサポートしてまいります。

④ しんくみ리카バリの活用

当信用組合の取引先の再生支援に向けての取り組みをサポートする観点から、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」の活用を検討してまいります。

⑤ 人材育成にかかる指導・助言

当会では、ヒアリング等により、人材育成に係る取組状況の把握を行っております。また、信用組合東北協会と連携し、信用組合職員の能力向上を目的とした「人材育成部会」を開催しております。

平成 28 年度につきましては、3 回の部会を開催し、単独組合での採用活動だけでは人材確保が困難な状況について、合同就職説明会の開催に向けたサポート等をいたしました。

今後も、課題・問題点を把握し、必要に応じ、指導・助言を行うほか、コンサルタントや専門家による講習会の開催・斡旋など、当信用組合の要請に応じて必要なサポートを行ってまいります。

⑥ 低利貸付の実施

当会では、被災地の信用組合の支援のために、平成 23 年 6 月から日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加による低利貸付の取り扱いを行っており、平成 28 年

度につきましては8月に実行いたしました。

今後も、当該貸付の実施を通して、当信用組合が被災されたお客様への積極的な貸出に応じられるよう、サポートしてまいります。

⑦ 当会代理貸付による各種対応

当会では、当信用組合を含む各信用組合の「地方創生」に向けた取り組みをサポートする戦略的商品として、平成27年10月に既存の代理貸付商品「くみれん地域サポートローン」をリニューアルし、最長貸出期間を20年に延ばしたほか、無担保枠を拡大した取り扱いを開始しました。

以 上